

大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱施行規準

令和8年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この施行規準は、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この施行規準の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）、大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号。以下「府条例」という。）及び要綱の定めるところによる。

(エレベーターを設けない建築物)

第3条 要綱別表第2 特定施設施設オ【エレベーター】建築物整備基準（イ）の施行規準で定める建築物は、傾斜路（要綱別表第2 特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路に限る。第5条において同じ。）若しくは車いす使用者用昇降設備（エレベーターと同等の機能を有する設備で専ら車いす使用者の利益に供するもの（車いすに乗ったまま利用することができるものに限る。）をいう。以下同じ。）を設置することにより、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に避難階及び不特定かつ多数の者の利用に供する部分がある階の間を移動することができる建築物又は当該建築物に隣接しており、かつ当該建築物と一体的に利用される他の施設のエレベーターを利用することにより、高齢者、障がい者等が常時円滑に避難階とそれ以外の不特定かつ多数の者の利用に供する部分がある階の間を移動することができるものとする。

(傾斜路又はエレベーターを設けない旅客施設)

第4条 要綱別表第3 旅客施設等整備基準ア（エ）の施行規準で定める場合とは、次に掲げる旅客施設とする。

- 一 旅客施設の構造上の理由により、傾斜路又はエレベーターを設置することが困難な場合であって車いす使用者用昇降設備を設置するもの。
- 二 当該旅客施設に隣接しており、かつ、当該旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーター（要綱別表第3 特定施設ア【経路】技術的細目第4号及び第5号に定める構造によるものに限る。）を利用することにより、高齢者、障がい者等が当該旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口の間を移動を円滑に行うことができるもの。

(エレベーターを設けない駐車場)

第5条 要綱別表第4 旅客施設等整備基準オ及び別表第6 旅客施設等整備基準イの施行規準で定める駐車場は、傾斜路又は車いす使用者用昇降設備を設置することにより、車いす使用者が安

全かつ容易に避難階と当該駐車することができる部分を設けた階の間を移動することができる駐車場及び当該駐車場に隣接しており、かつ当該駐車場と一体的に利用される他の施設のエレベーターを利用することにより、車いす使用者が当該駐車場の営業時間内において常時円滑に避難階とそれ以外の当該駐車することができる部分を設けた階との間を移動することができるものとする。

(事前協議)

第6条 要綱第10条第1項及び第2項の規定による協議は、特別特定建築物設置(変更)工事前協議書(様式第1号)を大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪府知事と協議する場合は、大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(平成5年大阪府規則第5号)第14条に定めるところによる。

2 特別特定建築物(要綱別表第1(2)ケを除く。)及び追加対象建築物を設置する場合は、事前協議書に特別特定建築物事前協議項目表(様式第2号)及び次の表に掲げる図書を添付しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地及び建築物の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに車いす使用者及び視覚障がい者の移動の経路
各階平面図・断面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、主要部分の寸法並びに車いす使用者及び視覚障がい者の移動の経路

3 要綱別表第1(1)ソ及び要綱第2条第2項第6号キの駐車場を設置する場合、事前協議書(様式第3号)に次の表に掲げる図書を添付し、大阪市長に提出しなければならない。また、要綱別表第1(1)ソの協議には、特別特定建築物事前協議項目表(様式第2号)を添付しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、駐車場の区域、敷地及び駐車場の高低、駐車場に接する道路の位置及び幅員並びに車いす使用者の移動の経路
各階平面図・断面図	駐車場に区画割、区画その他主要部分の寸法並びに車いす使用者の移動の経路

(軽微な変更)

第7条 要綱第10条第3項の施行規準で定める軽微な変更は、特別特定建築物、追加対象建築物及び特別特定公共物の新設又は改修等に係る変更のうち、整備基準等の変更を伴わないもの及び工事着手予定期日又は工事完了予定期日に係る変更とする。

(工事完了の届出)

第8条 要綱第10条第5項の規定による届出は、特別特定（建築物・公共物）設置工事完了（仮使用）届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項の特別特定（建築物・公共物）設置工事完了（仮使用）届出書には、事前協議に基づく工事が行われたことを証する写真を添付しなければならない。

（書類の提出部数）

第9条 第6条及び第8条の規定により提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

1 この施行規準は、平成15年9月1日から施行する。

2 この施行規準の施行の際、現に存する一般都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）の整備基準に係る技術的細目については、改正後の大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱施行規準別表第1（【出入口】第1号ア及び【傾斜路】第1号ア並びに【敷地内の通路】第1号アのうち当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下の建築物に係る部分を除く。）及び別表第2から別表第5までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 第7条及び第9条に規定する様式第1号から第4号については、施行日にかかわらず平成15年4月1日から適用する。

附 則

この施行規準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この施行規準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この施行規準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この施行規準は、令和8年4月1日から施行する。

2 この施行規準の施行の際、現に存する改正前の様式第1号及び様式第2号による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

特別特定建築物設置(変更)工事事前協議書

年 月 日

大 阪 市 長 様

建築主 住所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第10条第1項及び第3項
の規定により、次のとおり協議します。

1 建築物の所在位置	区 丁目				
2 建築物の名称					
3 主要用途					
4 工事種別	新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模な修繕 大規模な模様替				
5 敷地面積	㎡				
6 床面積					※事前協議適用の有無
当該用途に供する部分	※複合用途の有無	工事部分	工事以外の部分	合計	府条例第41条
		㎡	㎡	㎡	第 号
		㎡	㎡	㎡	第 号
		㎡	㎡	㎡	第 号
		㎡	㎡	㎡	第 号
		㎡	㎡	㎡	第 号
		㎡	㎡	㎡	第 号
小 計		㎡	㎡	㎡	
その他の部分		㎡	㎡	㎡	
総延べ面積		㎡	㎡	㎡	
7 共同住宅または寄宿舎の戸数、ホテルの客室数					戸(室)
8 工事着手予定日					年 月 日
9 工事完了予定日					年 月 日
10 代理人連絡先	会社名 担当者名		電話番号		

受付年月日	番 号	協議成立年月日	変更の場合、以前の協議番号
※	※ 第 号	※	年度 ----- 年度

- 【注意】・特別特定建築物事前協議項目表・付近見取図・配置図・各階平面図・断面図を添付してください。
- ・配置図、各階平面図には車いす使用者及び視覚障がい者の移動経路を明示してください。
 - ・代理人によって手続きを行う場合にあっては、委任状を添付してください。
 - ・提出部数は2部です。
 - ・※印のある欄は、記入しないでください。
 - ・なお、建築基準法第6条に基づく審査は、本事前協議に関係なく、建築主事又は同法第77条の18から77条の21までの規定に定めるところにより国土交通大臣の指定を受けた者によります。

決 裁 欄	課 長	課長代理	担当係長	係 員

特別特定建築物事前協議項目表

建築物の名称												
建築物の所在地												
		用途記入								チェック欄		
特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物左記以外追加対象建築物別表第1(3)~(9)		代替措置		協議時計画の適合性	完了時完了写真			
ア 出入口	①有効幅90cm以上(床面積の合計が500㎡以下の場合は80cm以上)		cm		cm							
	②自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、かつ、その前後に平坦部分を設置	<input checked="" type="checkbox"/>		適		否						
	老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、保健所、税務、公益施設等	③自動開閉式ドア	有	無	有	無						
		④前後の車いす転回スペース	有	無	有	無						
		⑤誘導鈴又は音声誘導装置	有	無	有	無						
	⑥通過する際に支障となる段	有	無	有	無							
	⑦国際シンボルマークの標示	有	無	有	無							
	案内設備	⑧受付の有無 注-1	<input checked="" type="checkbox"/>		有		無					
		⑨案内板の有無 注-1	<input checked="" type="checkbox"/>		有		無					
			⑩触知図とすべての人に配慮した案内板(官公庁舎は受付を設けても設置)		<input checked="" type="checkbox"/>		有		無			
			⑪インターホン		<input checked="" type="checkbox"/>		有		無			
		注-1 共同住宅、寄宿舍、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。		<input checked="" type="checkbox"/>		適		否				
		⑫案内設備までの段	<input checked="" type="checkbox"/>		有		無					
	居室等、他の出入口	⑬当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下	<input checked="" type="checkbox"/>		適		否					
		⑭常時設置している可動式の傾斜路	<input checked="" type="checkbox"/>		有		無					
⑮インターホンで誘導(点状ブロック敷設と点字案内図)		<input checked="" type="checkbox"/>		有		無						
⑯有効幅80cm以上		<input checked="" type="checkbox"/>				cm						
イ 廊下等	⑰自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、かつ、その前後に平坦部分を設置(共同住宅の住戸、寄宿舍の個室の出入口は除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>		適		否						
	⑱通過する際に支障となる段	<input checked="" type="checkbox"/>		有		無						
	⑲扉の前後に戸の開閉、進入を行う必要なスペースを確保すること	有	無	有	無							
	廊下の有無	有	無	有	無							
	①有効幅(120cm以上)	<input checked="" type="checkbox"/>				cm						
②表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>		適		否							
③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所を設置	<input checked="" type="checkbox"/>		有		無							
延長が25メートルを超える廊下で、避難階又は居室の床面積の合計が200平方メートルを超える階にあるものにあっては、幅及び奥行きがそれぞれ140センチメートル以上の部分を、当該廊下の末端から10メートル以内及び区間50メートル以内ごとに設けること(共同住宅、寄宿舍の用途に供する建築物は除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>		有		無							
④病院、診療所、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、障がい者が利用するものに限る)には手すりを設置	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>									
⑤保健所、税務署及び公益施設等には手すりを設置	有	無	有	無								
⑥戸の有無(戸を設ける場合は、幅が80cm以上で、車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差がないこと)	<input checked="" type="checkbox"/>		有		無							

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物左記以外追加対象建築物別表第1(3)~(9)		代替措置	協議時計画の適合性	完了時完了写真	
		有	無	有	無				
イ 廊下等	⑦廊下の高低差					cm			
	段差解消用の昇降機	エレベーターの有無			有	無			
		⑧段差解消機(H12建設省告示第1413号第1第九号)(車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令第129条の3の第2項第1号の昇降機で専ら車いす使用者が利用するもの。))			適	否			
		⑨かごの大きさ(かごの幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。)			適	否			
		⑩車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、転回できる十分なかごの床面積(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。)			適	否			
		エスカレーターの有無			有	無			
		⑪車いす使用者用エスカレーター(H12建設省告示第1417号第1ただし書き)			適	否			
	傾斜路	⑫有効幅120cm以上					cm		
		⑬勾配(12分の1(高さ10cm未満の場合は8分の1)以下)			(高さ / cm)	(高さ / cm)			
		⑭手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)	有	無	有	無			
		⑮表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ			適	否			
		⑯前後の平坦部との識別			適	否			
		⑰高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置			有	無			
		⑱上端及び下端に点状ブロックの敷設 注-2			有	無			
		注-2 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。			適	否			
注-2 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cm超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。				適	否				
⑲両側に側壁又は立ち上がり部の設置				有	無				
段	⑳回り段(禁止)			有	無				
	㉑表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ			適	否				
	㉒踏面及び蹴上げを区別できる段鼻			適	否				
	㉓つまずきにくい構造(け込み板のないものはさける、踏面がとびだしていると危険)			適	否				
	㉔手すり(高さ80cm程度)			有	無				
	昇り口、降り口の点字表示 注-3	有	無	有	無				
	注-3 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。	適	否	適	否				
	㉕起点及び終点の点状ブロックの敷設 注-4			有	無				
	注-4 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。			適	否				
	注-4 近接する段がある部分と連続して手すり(段の上段では、45cm以上水平に延長、下端では段鼻から斜め部分を含めて45cm以上手すりを延長したもの)が設けられた廊下等は、この限りでない。			適	否				
注-4 視覚障がい者が段の存在を事前に確認できる装置を設けた踊場の場合はこの限りでない。			適	否					
案主内 設る 備出 に 入 り 口 経 か 路	㉖通過する際に支障となる段 注-5			有	無				
	注-5 床面積の合計が500㎡以下の建築物に高低差のある玄関を設ける場合で、常時設置している可動式傾斜路を設けるとし又はインターホン等を設けた上で、車いす使用者を誘導することができる者が常駐するときにあっては、この限りでない。								
	㉗線状ブロック、点状ブロックの敷設及び音声誘導装置その他これに代わる装置 注-6			有	無				
	注-6 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、ホテル・旅館で視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がない場合は、この限りでない。			適	否				

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物別表第1(3)～(9) 左記以外追加対象建築物		代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真	
		有	無	有	無				
ウ 階段	階段の有無	有	無	有	無				
	①回り階段(禁止)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	②表面は粗面とし、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	③踏面及び蹴上げを区別できる段鼻	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	④つまずきにくい構造(け込み板のないものはさける、踏面がとびだしていると危険)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	⑤手すり(高さ80cm程度)	有	無	有	無				
	連続性	有	無	有	無				
	両側手すりの設置(エレベーターのない保健所、税務署等及び公益施設に限る。)	有	無	有	無				
	昇り口、降り口の点字表示 注一3	有	無	有	無				
	⑥起点及び終点の点状ブロックの敷設 注一7	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
注一7 共同住宅、寄宿舍、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否					
注一7 近接する段がある部分と連続して手すり(段の上段では、45cm以上水平に延長、下端では段鼻から斜め部分を含めて45cm以上手すりを延長したもの)が設けられた廊下等は、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否					
エ 傾斜路	廊下等、便所(一般便所、車いす対応便所、オストメイト対応便所、乳幼児のいす及びベッド)、附属する駐車場、敷地内の通路、浴室又はシャワー室の各特定施設の項目に記入する。								
オ エレベーター	①設置義務の有無(別表第2施設オ建築物整備基準)	有	無	有	無				
	②一般利用者用のエレベーターの数		基		基				
	福祉社	③福祉エレベーターの数		基		基			
		④かごは必要階に停止	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		⑤出入口の幅は80cm以上	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		⑥かごの間口		cm		cm			
		⑦かごの奥行き		cm		cm			
		・11人乗り(間口140cm、奥行き135cm)以上。ただし、5000㎡以上は13人乗り(間口160cm、奥行き135cm)以上。二の階のみに停止するエレベーターは、間口95cm、奥行き135cm以上とする。							
		・共同住宅は、9人乗り(間口105cm、奥行き135cm)以上。							
		・各建築物に付属する別棟の一般公共用の駐車場は、11人乗り(間口140cm、奥行き135cm)以上。							
		⑧専用乗場ボタン	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		⑨かご内の専用操作盤	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
	車いす利用者	⑩かご内鏡の設置(可能な限り鏡の下端は低い位置)。 ただし、出入口が複数あるエレベーターは、凸面鏡等を設置(二の階のみに停止する場合不要)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		⑪戸の閉鎖制御装置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		⑫かご内位置表示装置、停止予定階表示装置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		⑬かご内左右両面の手すり(杖使用者等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		⑭一般乗場ボタン	有	無	有	無			
	ベタ	押し込みボタン 注一8	有	無	有	無			
		⑮かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタン	有	無	有	無			
		視覚障がい者への配慮	⑯一般乗場ボタン、乗場階	有	無	有	無		
⑰かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタン			有	無	有	無			
注一8 駐車場、自動車教習所等視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物にあっては、この限りでない。		適	否	適	否				
案内装置(音声装置) 注一9		⑱乗降ロビー(昇降方向)(二の階のみに停止する場合は、この限りでない)	有	無	有	無			
		⑲かご内(昇降方向、到着階、戸の閉鎖)	有	無	有	無			
注一9 共同住宅、寄宿舍、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、二の階のみに停止する場合は、この限りでない。		適	否	適	否				
⑳乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				

特定施設	整備内容		特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物 左記以外 追加対象建築物 別表第1(3)~(9)		代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真	
			有	無	有	無				
オ エレベーター	福祉社	㉑ 点状ブロックの敷設	有	無	有	無				
		共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。		適	否	適	否			
		㉒ 複数のエレベーターを群管理等で制御 (福祉以外のエレベーターも視覚障がい者に配慮を行う。押込ボタン+点字+音声装置)		適	否	適	否			
	エレベーター	点状ブロックの前にある一般用乗場ボタンを押した場合、福祉エレベーターが必ず到着する場合、この限りでない。		適	否	適	否			
		㉓ かご内の一般用の主たる操作盤の非常ボタン(停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置)		X		有	無			
	ベリ	㉔ 戸のガラス		X		有	無			
		㉕ カメラの設置 モニター位置記入		X		有	無	()		
	タ	㉖ 乗降ロビーは、高低差がなく150cm角以上		X			cm			
		幅 奥行		X			cm			
		㉗ 昇降機出入口付近の国際シンボルマークの標示		有	無	有	無			
カ エスカレーター	エスカレーターの有無		有	無	有	無				
	① 踏段周囲の明度差のある縁取り		X		適	否				
	② ぐし板と踏段の明度差		X		適	否				
	③ 昇降口に音声装置(昇降又は移動の方向) 注-10		X		有	無				
	④ 起点及び終点に点状ブロックの敷設 注-10		X		有	無				
	注-10 学校、共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。		X		適	否				

特定施設	整備内容						特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物別表第1(3)~(9) 左記以外追加対象建築物		代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 写真	
	男子用	女子用	兼用											
キ 便所	①一般便所の数													
一 般 便 所	各 便 所	②出入口の幅(80cm以上) 内部に車いす対応便房がある場合(85cm以上、ただし構造上困難で直進のまま出入りできる場合は、80cm以上)							cm		cm			
		③男女とも各便所に1以上の洋風便器を設置						有	無	有	無			
		④出入口のピクトサイン(点字付・可能な限り音声付)						有	無	有	無			
		⑤光により火災の発生を知らせる警報装置を避難上有効な位置に設けているか。(床面積の合計10,000㎡以上。)						X		有	無			
		⑥触知図の設置と点状ブロックの敷設 注-11						有	無	有	無			
	注-11 学校、共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。						適	否	適	否				
	⑦出入口の高低差							cm		cm				
	⑧幅(120cm以上)						X			cm				
	⑨勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下						(高さ / cm)		(高さ / cm)					
	⑩手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)						有	無	有	無				
	⑪表面は粗面、又は滑りにくい素材での仕上げ						X		適	否				
	⑫前後の平坦部との識別						X		適	否				
	⑬高さ75cmごとに踏幅150cm以上の踊場を設置						X		有	無				
	⑭上端及び下端に点状ブロックの敷設 注-12						X		有	無				
	注-12 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。						X		適	否				
	注-12 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。						X		適	否				
	⑮両側に側壁又は立ち上がり部の設置						X		有	無				
	⑯1以上の手すり付床置き式の小便器を設置						X		有	無				
⑰1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式等の水栓						X		有	無					
⑱病院、診療所、保健所、税務署、老人ホーム、保育所、児童厚生施設、博物館、美術館及び公益施設等は、1以上の洗面器又は手洗い器の前面及び両側に手すりを設置						有	無	有	無					
1 以 上 の 便 所	傾 斜 路													
		①車いす使用者用便房数(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)												
		②出入口の高低差							cm		cm			
		③幅120cm以上						X			cm			
		④勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下						(高さ / cm)		(高さ / cm)				
		⑤手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)						X		有	無			
		⑥表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ						X		適	否			
		⑦前後の平坦部との識別						X		適	否			
		⑧高さ75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場						X		有	無			
		⑨上端及び下端に点状ブロックの設置 注-15						X		有	無			
注-15 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。						X		適	否					
注-15 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。						X		適	否					
⑩両側に側壁又は立ち上がり部の設置						X		有	無					
車 い す 対 応 便 房	傾 斜 路													
		①車いす使用者用便房数(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)												
		②出入口の高低差							cm		cm			
		③幅120cm以上						X			cm			
		④勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下						(高さ / cm)		(高さ / cm)				
		⑤手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)						X		有	無			
		⑥表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ						X		適	否			
		⑦前後の平坦部との識別						X		適	否			
		⑧高さ75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場						X		有	無			
		⑨上端及び下端に点状ブロックの設置 注-15						X		有	無			
注-15 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。						X		適	否					
注-15 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。						X		適	否					
⑩両側に側壁又は立ち上がり部の設置						X		有	無					

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物別表第1(3)~(9) 左記以外追加対象建築物		代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真
		引き戸	外開き戸	引き戸	外開き戸			
キ 便所	①寸法	短辺		cm				
		長辺		cm				
	②出入口の幅(85cm以上)	cm		cm				
	③戸(内開き戸、アコーディオン形式は不可)	引き戸	外開き戸	引き戸	外開き戸			
	④1以上の手すり付床置き等の小便器を設置	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無			
	⑤1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式等の水栓	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無			
	⑥1以上の洗面器又は手洗い器は、車いす使用者が円滑に利用できる空間等を設置	有	無	有	無			
	⑦洋風便器の設置	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無			
	⑧左右からの移乗が円滑に行えるよう、両側に手すりを設置。	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無			
	⑨便座に腰掛けたまま利用できる大便器洗浄装置(靴べら式、光感知式、リモコン等)	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無			
	⑩大便器洗浄装置の点字表示	有	無	有	無			
	⑪便座に腰掛けたまま、利用できるペーパーホルダー	有	無	有	無			
	⑫-1 施錠装置の内側は、容易に操作できる構造(大きいサムターン等)	有	無	有	無			
	⑫-2 施錠装置の外側は合鍵等で開けられる構造	有	無	有	無			
	⑬戸の外側に「使用中」の表示(可能な限り文字書き付)	有	無	有	無			
	⑭非常用ボタン(老人ホーム及び老人福祉センター等(高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等)	有	無	有	無			
	⑮非常用ボタンの点字表示	有	無	有	無			
	⑯-1 出入口付近に車いす対応便所の標示(国際シンボルマーク)	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無			
	⑯-2 出入口付近に国際シンボルマークに「車いす使用者用トイレ」等の文字書き	有	無	有	無			
	⑯-3 出入口付近に国際シンボルマークに「車いす使用者用トイレ」等の点字表示	有	無	有	無			
	⑰衣服をかける金具(車いす使用者にも配慮し高低2箇所)	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無			
	⑱洗面器に鏡を設ける場合は、すべての人が利用できるよう配慮	有	無	有	無			
	⑲車いす便所の位置は、可能な限り一般便所と一体的に配慮	有	無	有	無			
	⑳触知図の設置と点状ブロックの敷設	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無			
	㉑大人用介護ベッド(長さ150cm以上)(床面積の合計5000㎡以上)	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無			
	㉒-1出入口付近に大人用介護ベッドの標示及び点字表示	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無			
㉓光により火災の発生を知らせる警報装置を避難上有効な位置に設置しているか。(床面積の合計10,000㎡以上。)	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無				
①オストメイト対応便房数(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)	男子用		女子用		兼用			
②出入口の高低差	cm		cm					
オストメイト対応便房	傾斜路	③幅120cm以上	<input checked="" type="checkbox"/>		cm			
		④勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下	(高さ	cm)	(高さ	cm)		
		⑤手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)	有	無	有	無		
		⑥表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>		適	否		
		⑦前後の平坦部との識別	<input checked="" type="checkbox"/>		適	否		
		⑧高さ75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無		
		⑨上端及び下端に点状ブロックの設置 注-15	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無		
		注-15 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>		適	否		
		注-15 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>		適	否		
		⑩両側に側壁又は立ち上がり部の設置	<input checked="" type="checkbox"/>		有	無		

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物左記以外追加対象建築物別表第1(3)~(9)		代替措置	協議時計画の適合性	完了時完了写真	
		有	無	有	無				
キ 便所	⑪1以上の洗面器又は手洗い器にレバー式、光感知式等の水栓	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑫フラッシュバルブ式汚物流しの設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑬給湯設備	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑭荷物を置くための棚その他の設備	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑮水石入れ	有	無	有	無				
	⑯紙巻器	有	無	有	無				
	⑰汚物いれ	有	無	有	無				
	⑱2以上の衣服等を掛けるための金具(衣服と腸洗浄カテーテル等を掛けるため)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑲出入口付近にオストメイト対応標示及び点字表示	有	無	有	無				
	⑳光により火災の発生を知らせる警報装置を避難上有効な位置に設けているか。(床面積の合計10,000㎡以上。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	①対応便所数(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ以上)	男子用		女子用		兼用			
	②出入口の高低差		cm		cm				
	乳幼児のいす及びベッド	傾斜路	③幅120cm以上	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無		
			④勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下	(高さ cm)	(高さ cm)				
			⑤手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
			⑥表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否		
			⑦前後の平坦部との識別	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無		
			⑧両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無		
			⑨高さ75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無		
⑩上端及び下端に点状ブロックの設置 注-15			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
注-15 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
注-15 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
⑩両側に側壁又は立ち上がり部の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
⑪1以上の洗面器又は手洗い器にレバー式、光感知式等の水栓	有	無	有	無					
⑫乳幼児のいす及びベッドの設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
⑬出入口付近に乳幼児のいす及びベッドの標示	有	無	有	無					
⑭出入口付近に乳幼児のいす及びベッドの点字表示	有	無	有	無					
ク 授乳場所等	授乳場所等の有無(5,000㎡以上)	有	無	有	無				
①出入口の幅(80cm以上)		cm		cm					
②自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、かつ、前後に平坦部分を設置	適	否	適	否					
③通過する際に支障となる段(禁止)	有	無	有	無					
④扉の前後に戸の開閉、進入を行うに必要なスペースを確保すること 注-16	有	無	有	無					
注-16 老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署及び公益施設等の場合に限る。	適	否	適	否					
⑤洗面器又は流し台の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
⑥授乳用のいす、乳幼児用のベッド及び汚物入れの設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
⑦出入口付近に授乳場所である旨の標示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
⑧出入口付近に授乳場所である旨の点字表示	有	無	有	無					

特定施設	整備内容	特別特定建築物 別表第1(1) (200㎡未満の 小規模店舗を 除く)	特別特定建築物 左記以外 追加対象建築物 別表第1(3)~(9)	代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真		
ケ 附属する 駐車場	①駐車台数(車庫・機械式を含む総台数)	台	台					
	②一般公共用に供する台数	台	台					
車 い す 使 用 者 用 駐 車 施 設	③車いす優先台数(1台以上 (②の台数が20台未満の場合))(共同住宅については100区画ごとに一台)	台	台					
	④車いす専用台数(1台以上 (②の台数が20台以上の場合))(共同住宅については100区画ごとに一台)	台	台					
	⑤設置位置(利用したい施設に最も近く、可能な限り風雨に影響されない位置)		適	否				
	⑥幅(350cm以上)			cm				
	⑦床面又は地面が水平		適	否				
	⑧国際シンボルマーク(専用部分については、「専用」を併記)を床面及び立面に標示	有	無	有	無			
	⑨必要に応じ、進入路から駐車スペースまでの案内標識を設置	有	無	有	無			
	⑩通路幅120cm以上			cm				
	⑪表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ		適	否				
	⑫50mを超える場合、50m以内ごとに車いすの転回できる場所を設置		有	無				
	⑬戸を設ける場合は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、前後に高低差がないこと。戸の有効幅は80cm以上、主たる出入口に通ずる場合は90cm。		適	否				
	⑭高低差			cm				
	傾 斜 路	⑮有効幅120cm以上			cm			
		⑯勾配12分の1以下(高さ10cm未満の場合は、8分の1以下)	(高さ cm)	(高さ cm)				
		⑰手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)	有	無	有	無		
		⑱表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ		適	否			
		⑲前後の平坦部との識別		適	否			
		注 1 8	⑳高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		有	無		
			㉑上端及び下端に点状ブロックの設置 注-17		有	無		
注-17 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。				適	否			
注-17 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。				適	否			
㉒両側に側壁又は立ち上がり部の設置			有	無				
注-18 地形の特殊性により当該傾斜路または段差解消機を設けることが著しく困難である場合であつて、避難階における主たる出入口から道路等(当該建築物の車寄せ)に至る車路を設けるとときにあつては、この限りでない。	適	否	適	否				
段	㉓回り段(禁止)		有	無				
	㉔表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ		有	無				
	㉕踏面及び蹴上げを区別できる段鼻		有	無				
	㉖つまずきにくい構造(け込み板のないものはさける、路面がとびだしていると危険)		有	無				
	㉗手すり(高さ80cm程度)の設置		有	無				
	昇り口、降り口の点字表示 注-19	注-19 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。	有	無	有	無		
		㉘起点及び終点の点状ブロックの敷設 注-20		有	無			
	注-20 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを異なる等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあつては、この限りでない。			適	否			
	注-20 近接する段がある部分と連続して手すり(段の上段では、45cm以上水平に延長、下端では段鼻から斜め部分を含めて45cm以上手すりを延長したもの)が設けられた廊下等はこの限りでない。			適	否			
	注-20 視覚障がい者が段の存在を事前に確認できる装置を設けた踊場の場合はこの限りでない。			適	否			
㉙車いす使用者用駐車施設から建物出入口までの排水溝等の蓋の杖、車いすのキャスター等が落ちない隙間 排水溝等	mm	mm						

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)	特別特定建築物左記以外追加対象建築物別表第1(3)~(9)	代替措置	協議時計画の適合性	完了時写真		
コ 敷地内の通路	【敷地内の通路全般】							
	①表面は粗面とし、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	段がある部分	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	②手すり(高さ80cm程度)の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	③踏面及び蹴上げを区別できる段鼻	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	④つまずきにくい構造(け込み板のないものはさける、踏面がとびだしていると危険)	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	傾斜路がある部分	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑤勾配は12分の1(高さ10cm未満の場合は8分の1)以下	<input checked="" type="checkbox"/>	(高さ / cm)					
	⑥手すり(高さ80cm程度)の設置(高さ16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある場合)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑦前後の平坦部との識別	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	⑧両側に側壁又は立ち上がり部の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	【主要な出入口から道路等に至る敷地内の通路】							
	⑨有効幅120cm以上	<input checked="" type="checkbox"/>		cm				
	⑩表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑪50mを超える場合、区間50m以内ごとに車いすが転回できる場所	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑫戸の有無(戸を設ける場合は、幅が90cm以上で、車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差がないこと)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑬出入口から道路等に通ずる敷地内通路の高低差	<input checked="" type="checkbox"/>		cm				
	段差解消用の昇降機	エレベーターの有無	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		⑭段差解消機(H12建設省告示第1413号第1第九号)建築基準法施行令第129条の3第2項第1号の規定の昇降機で専ら車いす使用者が利用するもの。	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		⑮かごの大きさ(かごの幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。)	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		⑯車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、転回できる十分なかごの床面積(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。)	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
	注1 2 2	エスカレーターの有無	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		⑰車いす使用者用エスカレーター(H12建設省告示第1417号第1ただし書き)	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
	傾斜路	⑱有効幅120cm以上	<input checked="" type="checkbox"/>		cm			
		⑲勾配(12分の1(高さ10cm未満の場合は8分の1)以下)	<input checked="" type="checkbox"/>	(高さ / cm)	(高さ / cm)			
		⑳手すりの設置(高さ16cmを超え、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無	有	無	
		㉑表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		㉒前後の平坦部との識別	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		㉓高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		注1 2 2	㉔上下端に点状ブロックの敷設 注-21	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無		
		注-21 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		注-21 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		㉕両側に側壁又は立ち上がり部の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
	注-22 地形の特殊性により当該傾斜路または段差解消機を設けることが著しく困難である場合であって、避難階における主たる出入口から道路等(当該建築物の車寄せ)に至る車路を設けるときにあたっては、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	㉖道路等から線状ブロック・点状ブロックの敷設 注-23	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉗車路に接する部分への点状ブロックの敷設 注-23	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	注-23 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者用誘導ブロックの敷設が敷地の利用上支障となる建築物においてインターホン等を設けた上で視覚障害者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物左記以外追加対象建築物別表第1(3)~(9)		代替措置	協議時計画の適合性	完了時完了写真																			
		有	無	有	無																						
コ 敷地内の通路	主たる出入口の通路に通ずる敷 ㉔ 段又は傾斜路がある部分に起点及び終点の点状ブロックの敷設 注-24 注-24 共同住宅、寄宿舍、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者誘導ブロックの敷設が敷地の利用上支障となる建築物においてインターホン等を設けた上で視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。 注-24 勾配が20分の1を超えない傾斜路、勾配が20分の1を超えずかつ高さが16cmを超えない傾斜路、又は段がある部分若しくは傾斜路がある部分と連続して手すり(段の上端では、45cm以上水平に延長、下端では斜め部分を含めて段鼻から45cm以上手すりを延長したもの)が設けられた敷地内の通路はこの限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																						
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否																						
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否																						
サ 浴室又はシャワー室	① 共同浴室又はシャワー室及びそれに付属する脱衣室の有無(男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上)	有	無	有	無																						
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">浴室</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>男子用</td> <td>女子用</td> <td>兼用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	浴室								男子用	女子用	兼用				シャワー室											
浴室																											
	男子用	女子用	兼用																								
シャワー室																											
出入口	② 出入口の幅(80cm以上)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																						
	③ 自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、かつ、前後に平坦部分を設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																						
	④ 通過する際に支障となる段(禁止)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																						
	⑤ 扉の前後に戸の開閉、進入を行う必要なスペースを確保すること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																						
	⑥ 出入口の高低差 注-26	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		cm																						
	傾斜路(常時設置されている可動式のものを含む)	⑦ 幅120cm以上	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		cm																					
		⑧ 勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(高さ / cm)	(高さ / cm)																					
		⑨ 手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署及び公益施設等の場合は高さによらず設置すること)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無	有	無																			
		⑩ 表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否																					
		⑪ 前後の平坦部との識別	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否																					
		⑫ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																					
		⑬ 上端及び下端に点状ブロックの敷設 注-25	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																					
		注-25 共同住宅、寄宿舍、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。 注-25 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否																					
		⑭ 両側に側壁又は立ち上がり部の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																					
		注-26 常時設置の可動式の傾斜路、又はインターホン等を設置した上で、障がい者等を介助することができる者が常駐するときにあっては、この限りでない	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否																					
	⑮ 円滑に移動するための必要な位置に手すりの設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																						
	⑯ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否																						
	⑰ シャワー室を設ける場合は車いす使用者が利用することができるシャワー用の区画を1以上設けること	有	無	有	無																						
	脱衣室	⑱ 1以上のシャワー用区画の出入口幅(85cm以上)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	cm	cm																					
		⑲ 車いすの転回スペース	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																					
⑳ 座ったまま操作できるレバー式の水栓及びシャワーの設置		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																						
㉑ シャワーチェアの設置		有	無	有	無																						
㉒ 1以上の脱衣室の出入口幅(85cm以上)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	cm	cm																						
㉓ 車いすの転回スペース		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																						
㉔ 脱衣室内のベンチ及び棚の設置		有	無	有	無																						

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物左記以外追加対象建築物別表第1(3)~(9)		代替措置	協議時計画の適合性	完了時完了写真			
		席	席	席	席						
シ 客席	①固定席の客席の総数	席	席								
	車いす使用者客席	②車いす使用者用の客席数		席							
		③1席当たりの寸法	幅(90cm以上)		cm						
			奥行き(135cm以上)		cm						
		④床は平坦		適	否						
		⑤視線の確保	適	否	適	否					
		⑥転落する恐れがある場合は、柵等を設けること。ただし、車いす使用者が同行者と共に快適に過ごせるよう空間に配慮すること。	適	否	適	否					
		⑦客席内の通路の幅(120cm以上)			cm						
		⑧客席内の通路の高低差			cm						
		傾斜路	⑨幅120cm以上			cm					
			⑩勾配12分の1以下			/					
			⑪表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料での仕上げ		適	否					
			⑫両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか		適	否					
	ス 客室	①ホテル又は旅館の客室の総数	室	室							
出入口		②有効幅80cm以上		cm							
		③自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、かつ、その前後に平坦部分を設置		有	無						
		④通過する際に支障となる段		有	無						
		⑤車いす使用者用の客室数	室	室							
車いす使用者用客室		⑥床面は、粗面とし、滑りにくい材料での仕上げ		適	否						
		⑦車いす使用者が円滑に移動し、及び転回することができる広さを有すること		適	否						
		⑧車いすの座面と同程度のベッドの高さ	cm	cm							
		⑨壁等からベッドの一の側面までのスペース(140cm以上)	幅		cm						
			奥行き		cm						
		車いす対応便所	⑩出入口の幅(85cm以上)	cm	cm						
			⑪引き戸		適	否					
			⑫洋風便器及び両側手すりの設置		有	無					
			⑬便座に腰かけたまま利用できる大便器洗浄装置(靴べら式・光感知式・リモコン等)		有	無					
			⑭大便器洗浄装置の点字表示	有	無	有	無				
			⑮洗面器は、レバー式又は光感知式等水栓及び下部の空間	有	無	有	無				
			浴室	⑯手すりを適切に配慮した浴槽又はシャワー		有	無				
				⑰座ったまま利用できるレバー式水栓及びシャワー		有	無				

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物左記以外追加対象建築物別表第1(3)~(9)		代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真
セ 防火戸	①出入口幅(有効幅80cm以上)(建築物の外壁の開口部に設けた屋外への出口。主たる出入口は除く)		cm		cm			
	②車いす使用者が通過する際に支障となる段(禁止)	有	無	有	無			
ソ 避難口誘導灯	①自動火災報知設備の設置の場合は点滅機能及び音声誘導機能付の避難口誘導灯の設置(共同住宅、寄宿舍、駐車場を除く)	有	無	有	無			
タ 記載台・受付カウンター	①2以上の者が利用する記載台又は受付カウンターの設置	有	無	有	無			
	②横幅(80cm以上)		cm		cm			
	③高さ(75cm程度)		cm		cm			
	④車いす使用者が円滑に利用できる下部の空間	有	無	有	無			
チ 公衆電話	①公衆電話の設置	有	無	有	無			
	②点字表示及び音量調整機能	有	無	有	無			
	③1以上の電話台は、車いす使用者が円滑に利用できる下部の空間	有	無	有	無			
	④電話ボックス内に③の電話台を設置する場合の車いす使用者への配慮	有	無	有	無			
ツ 現金自動預払機等	①2以上の現金預払機等の設置	有	無	有	無			
	②車いす使用者が円滑に利用できる下部の空間	有	無	有	無			
	③視覚障がい者に配慮した押し込みボタン	有	無	有	無			
	④視覚障がい者に配慮した点字及び音声による使用方法の案内	有	無	有	無			
	⑤視覚障がい者に配慮した現金自動預払機等までの線状・点状ブロックの敷設(現金自動預払機等までの音声誘導、又は建築物の案内設備の触知図に位置を示す場合はこの限りでない)	有	無	有	無			
テ 案内標示	【点状ブロック及び線状ブロック】							
	①大きさは、30cm角			適	否			
	②ブロックの形状は、JIS T 9251			適	否			
	③色は、黄色(明度差、輝度比等が十分確保されない場合は、その他の色で明度差、輝度比等を十分確保すること)			適	否			
	【国際シンボルマーク】							
	①大きさは、10cm角以上から45cm角以下(ただし、駐車場の床面にあっては、床面のスペースにあった適当な大きさにすること)	適	否	適	否			
②色は、濃いブルーと白、又は黒と白	適	否	適	否				

特別特定（建築物・公共物）設置（変更）工事事前協議書（駐車場）

| 年 | 月 | 日

大 阪 市 長 様

協議者（建築主）住所|

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号|

大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第10条第1項及び第3項の規定により、次のとおり協議します。

1	駐車場の所在位置	区 丁目	
2	駐車場の名称		
3	駐車場区域の面積	m ²	
4	総台数	台	
	一般公共の用に供する部分	台、 供する部分の面積 m ²	
5	①駐車台数	台（うち専用スペース 台）	
	②設置位置	・出入口の近く ・その他（ ）	
	③通路幅（1.2m以上）	幅 cm	滑りにくさへの配慮 有 無
		④傾斜路	有 無 幅 cm
	⑤駐車スペースの幅	cm	
	⑥床面又は地面	水平 その他（ ）	
	⑦標示	シンボルマークの床面及び立面 専用標示の床面及び立面	
6	①避難階以外に車いす使用者用駐車施設の設置	有 無	
	②エレベーターの設置	有 無	
	③福祉仕様エレベーターの台数	台	④かごの大きさ 人乗り（間口 cm、奥行 cm）
	⑤出入口の幅	cm	⑥乗降口 [※] の大きさ（150cm角） 幅 cm、奥行 cm
⑦障害者に配慮した設備（別表第2施設材のエレベーターの設備のうち、視覚障がい者への配慮を除く）		有 無	
7	要綱第7条第1項ただし書き適用	有（ ） 無	
8	工事着手予定日	年 月 日	
9	工事完了予定日	年 月 日	
10	連絡先	会社名 担当者名 電話番号	

受付年月日	受付番号	協議成立年月日	備 考
※	※ 第 号	※	※

- 【注意】
- ・特別特定建築物事前協議項目表^{※1}・付近見取図・配置図・各階平面図・断面図を添付して下さい。
 - ・配置図、各階平面図には車いす使用者の移動経路を明示して下さい。
 - ・代理者によって手続きを行う場合にあっては、委任状を添付してください。
 - ・提出部数は2部です。
 - ・※印のある欄は、記入しないで下さい。

注1：特別特定公共物の設置（変更）に係る事前協議に際しては、添付不要です。

決 裁 欄	課 長	課長代理	担当係長	係 員

特別特定(建築物・公共物)設置工事完了(仮使用)届出書

年 月 日

大 阪 市 長 様

建築主 住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第10条第5項
の規定により、次のとおり届け出ます。

1	建築物(建築物・公共物)の所在位置	区 丁 目
2	建築物(建築物・公共物)の名称	
3	事前協議番号	年度 第 号
4	協議成立年月日	年 月 日
5	工事完了年月日	年 月 日
6	確認済証番号	
7	代理人連絡先	会社名 担当者名 電話番号

※受付年月日	※受付番号	※処理年月日	※ 審 査 結 果 等	
			写真審査	年 月 日
			現場検査	年 月 日

【注意】・提出部数は2部です。

- ・ ※印のある欄は、記入しないでください。
- ・ 事前協議の対象となった特定施設の部分の写真を添付して下さい。
- ・ なお、建築基準法第7条に基づく検査等は、本完了(仮使用)届出書に関係なく、建築主事又は、同法第77条の18から77条の21までの規定に定めるところにより国土交通大臣等の指定を受けた者によります。

決 裁 欄	課 長	課長代理	担当係長	係 員